**【２】農業制度融資で利用可能な資金の概要**

**１　農業制度融資で利用できる資金について**

農業制度融資で利用できる個別の資金については、概ね、以下の(1)～(5)に分類されます。

(1)農業経営改善関係資金（公庫資金）　(2)農業経営改善関係資金（農協等資金）

(3)農業負債整理関係資金　(4)セーフティネット資金　　(5)災害等対応資金

　　　それぞれの概要について、以下に一覧表をまとめました。

　　　因みに、(1)及び(2)の各資金のうち、農業用施設の設置、農業用機械器具の取得、農地の取得

等の他、経営上必要な運転資金等を資金使途とするものは、「前向き資金」と呼ばれています。

　　　一方、(3)～(5)の各資金については、既往借入の償還財源・借換え等の場合や災害からの復旧等、

　　不足の事態に対応するための資金となっています。

1. **農業経営改善関係資金（公庫資金）一覧**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金） | 経営体育成強化資金 | 青年等就農資金 | 農業改良資金 |
| 資金の性格 | 意欲ある農業者の経営改善のための長期資金 | 新たに農業経営を開始する青年等の経営改善のための長期資金 | 新作物分野・新技術等　へのチャレンジのための資金 |
| 貸付対象者 | 認定農業者 | 主業農業者等 | 認定新規就農者 | 個別法に基づく農業改良資金融通法の特例適用者※３ |
| 資金使途 | 農地取得資金施設資金等長期運転資金等 | 農地取得資金施設資金等長期運転資金等 | 施設資金等長期運転資金 | 施設資金等長期運転資金 |
| 金　利　※１ | 0.16～0.30％　※２ | 0.30％ | 無利子 | 無利子 |
| 償還期限（うち据置期間） | 25年以内（10年以内） | 25年以内（3年以内）　　 | 17年以内（5年以内） | 12年以内（5年以内） |
| 貸付限度額 | 個人　 3億円　※４法人　10億円　※５ | 個人　1.5億円法人・団体　5億円 | 個人・法人　3,700万円（特認限度額1億円） | 個人　5,000万円　法人・団体　1.5億円 |

※１　令和3年11月18日現在の金利

※２　TPP大綱等に即し攻めの経営展開等に取り組む、実質化された人・農地プランの中心経営体として位置づけられた等の

　　　認定農業者が借り入れるものについては、貸付当初5年間は実質無利子

※３　個別法とは、①持続農業法、②農商工等連携促進法、③農林漁業バイオ燃料法、④米穀新用途利用促進法、⑤六次産業化・

　　　地産地消法をいう。

※４　複数部門経営等の場合は6億円　　　※５　民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円

２-1

**(２)農業経営改善関係資金（農協等資金）一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 農業近代化資金 | 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）※３ |
| 資金の性格 | 意欲ある農業者の経営改善のための長期資金 | 意欲ある農業者の経営改善のための短期資金 |
| 貸付対象者 | 認定農業者 | 主業農業者等 | 認定農業者 |
| 資金使途 | 施設資金等長期運転資金等 | 同左 | 短期運転資金 |
| 金　利　※１ | 0.16～0.30％　※２ | 0.30% | 1.50% |
| 償還期限（うち据置期間） | 15年以内（7年以内） | 15年以内（7年以内） | 1年以内 |
| 貸付限度額 | 個人　1,800万円法・団体　　2億円 | 個人　1,800万円法・団体　　2億円 | 個人　　　500万円法・団体　2,000万円 |

※１　令和3年11月18日現在の金利

※２　TPP大綱等に即し攻めの経営展開等に取り組む、実質化された人・農地プランの中心経営体として位置づけられた等の

　　　認定農業者が借り入れるものについては、貸付当初5年間は実質無利子

※３　スーパーS資金については、現在、本府では予算措置がなく休止中

**(３)農業負債整理関係資金一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 公庫資金 | 農協等資金 |
| 経営体育成強化資金（再掲） | 農業経営負担軽減支援資金　※２ |
| 資金の性格 | 償還負担の軽減のための長期資金 | 償還負担の軽減のための長期資金 |
| 貸付対象者 | 主業農業者等 | 主業農業者 |
| 資金使途 | 営農負債（制度資金を含む）の借換資金　 | 営農負債（制度資金を除く）の借換資金　 |
| 金　利　※１ | 0.30％ | 0.30％ |
| 償還期限（うち据置期間） | ２5年以内（３年以内） | 10年以内（3年以内） |
| 貸付限度額 | ・制度資金以外：個人　1,000～2,500万円　　　　　　　：法人　4,000万円・制度資金　　既往借入金の5年間分（特認の場合　　　　　　　10年間分）の償還額の合計（ただし、前向き資金での借入分と合わせて、　個人1.5億円、法人5億円の範囲内） | 営農負債額 |

※１　令和3年11月18日現在の金利

※２　農業経営負担軽減支援資金については、現在、本府では予算措置がなく休止中

２-２

**(４)セーフティネット資金**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 公庫資金 |
| 農林漁業セーフティネット資金 |
| 資金の性格 | 自然災害、社会的要因等による一時的影響に対応する資金 |
| 貸付対象者 | 主業農業者等 |
| 資金使途 | 長期運転資金 |
| 金　利　※１ | 0.16～0.18％ |
| 償還期限（うち据置期間） | 10年以内（３年以内） |
| 貸付限度額 | 600万円　簿記記帳農家：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当すぐ額のいずれか低い額 |

※１　令和3年11月18日現在の金利

**(５)災害によって被害を受けた農業者が利用可能な資金（災害等対応資金）一覧**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資　金　名 | 融資機関 | 対象者 | 資金使途 | 利　率（％） | 限　度　額 | 償還期限(据置期間) |
| 1. 農林漁業セーフ

ティネット資金 | 公　庫 | 主業農業者等 | 災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金 | 0.16～0.18 | 600万円又は年間経営費等の6／12 | 10年（３年） |
| 1. 農林漁業施設資金

（災害復旧） | 公　庫 | 農業者等 | 農業用施設･農機具等の復旧、果樹の改植･補植、農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧 | 0.16～0.30 | 負担額の80％又は１施設当たり300万円 | 15～25年(３～10年) |
| 1. 農業基盤整備資金

（基盤の復旧） | 公　庫 | 農業者等 | 農地･牧野又はその保全･利用上必要な施設の復旧 | 0.16～0.30 | 貸付けを受ける者が当該年度に負担する額 | 25年（10年） |

　利率は、令和3年11月18日現在

２-３

**(６)資金使途に応じ、どのような資金が利用可能か？**

農業経営改善関係資金及びセーフティネット資金について、どのような資金使途で

（こんなとき）、どんな資金が利用できるか？、という観点で以下のとおりまとめました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象事業（こんなとき） | 貸付対象資金（どんな資金） |
| 農　地 | ・農地を取得したい。（新規、経営規模の拡大等） | 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）経営体育成強化資金 |
| ・農地の改良や造成を行いたい。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）経営体育成強化資金農業改良資金青年等就農資金 |
| 施設・農機 | ・農舎、畜舎、ハウス等の農業施設を取得したい。・トラクター、田植機、コンバイン等農機具を購入したい。・農業経営を管理するためにパソコンを　購入したい。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）農業改良資金青年等就農資金 |
| 作　物 | ・果樹の植栽費、育成が必要。・花き・花木の植栽費、育成費が必要。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）経営体育成強化資金農業改良資金青年等就農資金 |
| ・品種の改良をしたい。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）農業改良資金 |
| 家畜導入 | ・牛・豚・鶏の家畜の購入又は育成費が　必要・あひる・あいがも等特用家畜を購入したい。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）経営体育成強化資金農業改良資金青年等就農資金 |
| 畜産汚染防止 | ・家畜のふん尿処理施設を作りたい。・畜舎を移転せざるを得ないとき。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）経営体育成強化資金農業改良資金青年等就農資金 |

２-４

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象事業（こんなとき） | 貸付対象資金（どんな資金） |
| 運転資金 | ・農地、施設、機械等賃借料の金額を一括して支払うとき。・経営改善に伴い初期的経費が必要なとき。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）経営体育成強化資金農業改良資金青年等就農資金 |
| 生活・環境改善 | ・農家住宅の改良、取得を行いたい。・居室、台所、トイレ、風呂等を作りたい。 | 農業近代化資金 |
| ・衛生的な生活雑排水の施設を設置したい。 | 農業近代化資金 |
| ・集会・通信・水道施設等を改良、造成　取得したい。 | 農業近代化資金 |
| 処理・加工 | ・農産物を処理し、加工する施設を建設したい。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）経営体育成強化資金農業改良資金青年等就農資金 |
| 災　害 | ・被害を受けたため、今後の経営を維持するための運転資金がほしい。 | 農林漁業セーフティネット資金 |
| ・流失、埋没した農地、畜舎、かんがい排水施設、農道を復旧したい。 | 農業基盤整備資金 |
| ・被害を受けた農舎、畜舎、ハウス等農業用施設の普及を行いたい。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）農林漁業セーフティネット資金 |
| 負債整理等 | ・負債を整理し、経営の安定化を図りたい。 | 経営体育成強化資金 |
| 観光農業 | ・観光農業施設を改良、造成、取得したい。 | 農業近代化資金農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）経営体育成強化資金農業改良資金青年等就農資金 |

２-５

**２　農業経営改善関係資金の概要**

本項では、農業経営改善資金の各資金の内容について説明します。

**(1)農業近代化資金**

**①農業近代化資金について**

|  |  |
| --- | --- |
| **資金の概要** | 農業経営を近代化するため、農業機械や農業生産施設などを改良や取得しようとするときに、農協等民間金融機関から長期・低利で借り入れることができる資金です。 |
| **対象者** | 国版認定農業者、認定農業者に準ずる農業の担い手、認定新規就農者、農事組合法人等 |
| **資金の使途** | 「農業経営改善計画」の達成に必要な長期資金　※農地取得を含む事業は対象外・農舎・畜舎等農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、又は取得・農機具等の取得・果樹その他の永年性植物の植栽、又は育成・乳牛その他の家畜の購入、又は育成・事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良又は造成・農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化、その他の農業経営改善のための長期運転資金・農村環境整備施設（農業者組織に貸し付けられる場合に限る。）の改良、造成又は取得　　⇒次頁②の貸付対象一覧も参照願います。 |
| **融資限度額** | 基本的な融資限度額：個人1,800万円（知事特認２億円※1）、法人２億円（注）総融資枠は、府の予算措置の範囲内に限られます。※1 知事特認（特認限度額）とは、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し、特に必要と認めたものについて適用されます。 |
| **融資率** | 国版認定農業者：事業費の100％※2国版認定農業者以外の者：事業費の80％※2 H31.4より、認定農業者に対する融資率の特例（100％）が適用される金額の上限（個人1,800万円、法人3,600万円）が撤廃されました。 |
| **貸付利率** | 0.30％（認定農業者は0.16%～0.30％）（令和３年11月18日現在）（金利動向により貸付利率は変動します。）※ 国版認定農業者は、別途国からの利子助成がある場合があります。 |
| **償還期間****（うち据置期間）** | 国版認定農業者／15年以内（うち７年以内）国版認定農業者以外の農業者／15年以内（うち３年以内） |
| **債務保証・****担保** | 農業信用基金協会の債務保証の対象となり、別途保証料が必要です。担保が必要な場合もあります。 |
| **利用の際の****留意事項** | ・原則として、事業の着工は、貸付決定通知を受けたあとでなければできません。 ・機械、施設等の購入の際、実際に払う費用が、貸付けの対象金額となります。購入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象となります。 ・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を無断で処分することはできません。 ・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を、貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。  |

２-６

**②農業近代化資金の貸付対象一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  施 設 名 |  細 目 |  |
| 農　　　　　　　　　舎蚕 室畜　　　　　　　　　舎サ　　　　イ　　　　ロ農　業　用　貯　留　槽果　　　　樹　　　　棚牧　　　　さ　　　　く農 業 用 索 道か ん 水 施 設家　畜　診　療　施　設原　　　　動　　　　機揚　排　水　用　機　具 | 農舎、収納舎、作業舎蚕舎乳牛舎、和牛舎、豚舎、鶏舎等（イノシシも含む）しいたけ（こんにゃく、球根等）乾燥施設たい肥舎、改良たい肥舎等サイロ農業用温室、ビニールハウス、水耕、砂耕、れき耕栽培施設、室内育苗施設等たい肥盤、鶏糞乾燥盤等貯水槽、肥料だめ、尿だめ等果樹棚電気牧さく（電牧器さくを含む）、牧さく農業用索道等排水用配管等かんがい用、かん水用、散水用配管、農用井戸等荷受施設、洗浄、選別、包装等の処理施設、計画的出荷の貯蔵、荷さばき施設等缶詰、果汁、でん粉、漬物製造施設、製茶、選果、集乳、市乳処理、乳製品製造施設等農業倉庫、鶏卵（枝肉）貯蔵施設、冷蔵冷凍施設等店舗、陳列台（棚）、冷蔵施設、スライサー包装機械肥料貯蔵施設、飼料貯蔵施設等肥料製造施設、肥料配合施設、飼料配合施設等農機具倉庫、農機具修理施設等薬剤散布用配管、薬剤調整施設、野猪防除施設等（あみ、かすみも対象　だだし新規のみ）ふ卵施設、育すう施設しいたけ（マッシュルーム、エノキ）等栽培施設原動機、ディーゼルエンジン、石油、ガソリンエンジン等ブルドーザー、レーキドーザー、トラクターショベル、トレンチャー、石礫除去機具等（共同利用資金のみ）ポンプ、簡易揚水機等 |  |
|  |

２-７

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  施 設 名 |  細 目 |  |
| ※施設、機械機具類は中古品も対象とする。 | 耕うん機、耕作用トラクター、プラウ、砕土機、ハローみぞさらい機、鎮圧機等動力田植機、は種機、馬鈴しょ植付機、電勢育苗機、スプリンクラー、培　機、水田中耕除草機、モアー、ピートシンナー、カルチベーター等液肥（粒状、粉末肥料、石灰、堆肥）散布機、肥料調整機スピード・スプレヤー、動力（畜力、人力）噴霧器、くん蒸用タブレットダスター、動力（人力）散粉機、ミスト機、土じょう消毒機、カーバイト爆音機等稲麦等刈取機、バインダー、コンバイン、ハーベスター脱穀機、乾燥機、籾すり機、選果機等農産物処理加工施設の項に掲げているもので、機械機具のみの場合には本項に該当する。動力草刈機、飼料調整機具（カッター、わら切機、チョッパー等）、ふ卵機、育すう機、養鶏用ゲージ、搾乳機、脂肪検定機等飼育箱、回転まぶし等トラック（冷蔵トラック、牛乳輸送車を含む）トレーラー、園内軌道等電子計算機財務データー処理等 |  |
| 果樹及び永年性植物オリーブ茶多年生草木桑花木(育成に要する資金) | かんきつ、りんご、ぶどう、なし、桃、桜桃、びわ、くり、梅、かき、あんず、すもも、いちじく、くるみ、左記の植物等ただし、（国版）認定農業者以外の担い手に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年性草木、桑または花木の植栽または育成に要する資金に限る。定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、波打、深耕、抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木、労賃、第１年目の肥料代等）とする。 |  |
| 果樹等の育成期間中（果樹、オリーブ及び茶は植栽７年、その他は3年）必要とする肥料代、農薬代、小農具、雇用労賃、その他生産用諸材料費等の直接的厳禁経費とし、自家労賃は含まないものとする。 |

２-８

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施 設 名 |  細 目 |  |
| 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（育成に要する資金） | 乳、肥育牛、めん羊、豚、特用家畜ただし、肥育牛の導入は、経営規模拡大又は肥育品種の向上に限る。 |  |
| 小土地改良 | 事業費が１，８００万円（農地保全上必要とする耕地防風林の造成の場合は、知事が適当であると認めて承認した規模）以下の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する経費とする。 ただし、復旧資金は（国版）認定農業者に限る。（対象事業）障害物除去、起　、整地、客土、床締め、土壌改良、暗きょ排水､区画整理、畦畔改良、用排水施設（畑地かんがい用の固定施設を含む）開田、開畑、牧道、牧草、藩種耕地防風林の造成に要する経費 |  |
| 長期運転資金 | ※③～⑧の資金使途については、（国版）認定農業者が農業経営改善計画の目標達成に必要な経費に限る。①　農地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金②　農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのみ必要な資金（認定農業者以外の者に対する貸付にあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）③　能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金④　品種の転換を行うのに必要な資金⑤　農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金⑥　営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金⑦　農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金⑧　上記のほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金 |  |

２-９